

令和3年度 金山町地域おこし協力隊 募集要項

1 はじめに

金山町は、福島県会津地方の南西部、新潟県との県境、山々に囲まれる自然豊かな「奥会津」といわれる地域にあります。人口1,913人の町で、少子高齢化が進行していることから、地域活力の低下が懸念されています（令和3年1月現在）。

そこで、将来にわたり地域が持続していくため、周囲と協力して地域の活力を維持しながら、農林水産業をはじめとした様々な「地域協力活動」を行う人材として「金山町地域おこし協力隊」を募集します。

任用期間終了後は、起業、事業承継又は就職により自立し、町内に定住されることを期待します。

2 活動の種類

金山町地域おこし協力隊員は、地域力の維持・強化に資する次の（1）～（6）に掲げる「地域協力活動」に従事するものとし、その具体的な活動（募集）内容は別紙1に定めるものとします。

- （1）地域産業承継活動
- （2）農林水産業振興活動
- （3）観光振興活動
- （4）商工業振興活動
- （5）教育・文化振興活動
- （6）その他地域の活性化に資する活動

3 募集定員

別紙1に定める募集内容1件につき1名募集します。

4 募集対象者

以下の全てを満たす方を募集対象とします。

- （1）令和3年4月1日現在で18歳以上の方
- （2）性別は問いません。
- （3）3大都市圏をはじめとする都市地域等¹に住民票を有し、採用が決定し、委嘱された後は、金山町に住民登録して生活拠点を移すことができる方
- （4）普通自動車免許を有する方（オートマチック限定可）
- （5）パソコンの基本的な操作ができる方
- （6）心身ともに健康な状態で、誠実に職務ができ、体を動かすことを苦にしない方
- （7）協調性があり、活動先や地域になじんで積極的に行動できる方

¹3大都市圏をはじめとする都市地域等…過疎地域など「条件不利地域」に該当しない市町村であって、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいいます。ただし、2005年から2015年の人口減少率が11%以上の市町村については、3大都市圏外とします。お住まいの地域が該当となるか不安な場合はお問い合わせください。

- (8) 税金又は保険料等、市区町村が個人から徴収すべきものについて滞納がない方
- (9) 緊急時の連絡先を有している方
- (10) 以下の項目に該当する方は応募することができません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 金山町職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条に規定する罪を犯し、刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 応募受付期間

令和3年1月27日から随時募集します。

※ただし、定員に達した時点で申込を締め切ります。

6 勤務条件等

別紙2を参照してください。

7 提出書類

次の(1)及び(2)の書類を郵送してください。

(1) 応募書類

①金山町地域おこし協力隊 履歴書 (様式1)

②金山町地域おこし協力隊 エントリーシート (様式2)

(2) 添付書類

③住民票 (抄本)

④身分証明書の写し (免許証等、顔写真のついたもの)

⑤最新の納税証明書

※時期により最新の納税証明書が発行されない場合は、後日、別途提出を求めることがあります。

※環境により応募書類をホームページからダウンロードできない方は、応募用紙を郵送いたしますので、宛名を記載して、120円切手を貼った返信用封筒(角型2号)を同封して送付してください。

8 選考の流れ

(1) 第一次選考 (書類選考)

提出書類による書類選考を行います。選考結果は、応募者全員に通知します。

(2) 第二次選考 (面接試験)

第一次選考合格者を対象に、個人面接を行います。選考結果は第二次選考受験者全員に通知します。

(3) 第三次選考 (面接試験)

第二次選考合格者を対象に、個人面接を行います。

(4) 採用決定

合否について、第三次選考受験者全員に文書で通知します。

※試験会場等の詳細については、選考結果の通知時に合格者にお知らせしますが、特段の事情のない限り金山町役場となります。

※応募に係る経費（書類申請費用および面接時の交通費など）は、全て応募者個人の負担とします。

※面接前に地域の様子を知るため来町されたり、移住の相談をされることについては全く禁止するものではありません。納得のいくまで下調べ・ご検討のうえ、受験してください。

9 問い合わせ・応募先

〒968-0011

福島県大沼郡金山町大字川口字谷地393番地

金山町役場 復興観光課 復興政策係

TEL：0241-54-5203 FAX：0241-54-5335

e-mail:fukkou@town.kaneyama.fukushima.jp

金山町ホームページ <https://www.town.kaneyama.fukushima.jp>

※その他町の情報についてはFacebook をご覧下さい。

<https://www.facebook.com/town.kaneyama.fukushima/>

(1) 地域産業承継活動

町の特産品PRやイベントでの啓発活動等に取り組んでいる団体に活動していただきます。

上記に加え、地域活力を維持向上させるため積極的に活動していただくことを期待します。

任期終了後は、団体の後継者として定住できる方を募集します。令和3年度募集团体は「企業組合おく愛ズ」です。

- ・主な活動……食堂経営補助・技術習得、イベント出店同行、
ヒメマス寿司作製補助・技術習得、
その他、企業組合おく愛ズが実施する地域力維持活動

※企業組合おく愛ズ

…町が出店するイベントに同行し、特産品を活用した物販を行うなど、積極的に町のPRを実施しているほか、地域活力の向上のため、町民が気軽に集まれる交流の場として、地域の特産品等を活用した料理を提供する食堂の経営を行っている。

また、最近では福島県内で金山町にだけ生息する魚を活用した「ヒメマス寿司」を作製、限定販売し、大変な好評を得ている。

【所属先：産業課産業係】

(2) 農林水産業振興活動

人口減少や高齢化に伴い、管理が行き届かなくなった果樹や田畑をイノシシ等の鳥獣が荒らすことが増えました。そこで、町の重要産業の一つである農業を守るべく、有害鳥獣対策専門員として活動する方を募集します。

猟友会とも連携しながら、電気柵の設置など、有害鳥獣対策に取り組むとともに、日々の業務を通して技術の習得に努め、技術習得後は、町内農業者への指導も行うことで地域力の底上げに貢献いただきます。

任期終了後は、活動を通して習得した技術等を有効に活用され、定住されることを期待します。

【所属先：産業課産業係】

(3) 観光振興活動

募集なし

<p>(4) 商工業振興活動</p>
<p>募集なし</p>
<p>(5) 教育・文化振興活動</p>
<p>金山町には、たくさんの文化財をはじめ、貴重な伝統技術、郷土料理、民具、工芸等があります。これら町の宝を、研究・調査し、保存・活用していく人材が必要です。</p> <p>将来的には、町の文化財担当部署又は施設のスタッフとなり、町の文化事業の中心として働く気概のある方を募集します。</p> <p>・ 主な活動・・・民具や伝統行事等の研究、整理、保存、活用 (※現在、町職員には民俗学等の専門的知識を有する者がいないため、職員協力のもと、自ら考え、提案し、活動していただくこととなります)</p> <p style="text-align: right;">【所属先：教育委員会】</p>
<p>(6) その他地域の活性化に資する活動</p>
<p>募集なし</p>

任用形態	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づき町長が任用する会計年度任用職員（パートタイム）とします。
任用期間	<p>委嘱の日から当該日が属する年度の3月31日まで</p> <p>※上記を原則としますが、従前の勤務実績に基づく能力の実証により、公募によらない再度の任用を行うことがあります。但し、この場合でも最初に委嘱された日から3年を限度とします。</p> <p>※任用の日は任用候補者と町が協議のうえ決定した日とします。</p> <p>※委嘱の趣旨に適合しない個人的な活動を行うなど、金山町地域おこし協力隊員としてふさわしくないと町長が判断した場合には、任期終了を待たずに任用を取り消します。</p>
報酬等	<p>月額報酬166,700円のほか、期末手当を支給します。</p> <p>※所得税及び健康保険・厚生年金・雇用保険への加入に伴う保険料等の本人負担分が控除されます。</p> <p>※その他の手当（退職手当等）は支給しません。</p>
勤務場所	<p>金山町内</p> <p>※研修等のため、金山町外で活動することもあります。</p>
勤務時間	<p>一週間あたりの勤務時間を37時間30分とします。</p> <p>※勤務時間は8時30分から17時までを基本とし、12時から13時までを休憩時間とします。</p>
有給休暇	<p>10日間の年次休暇のほか、公民権の行使又は官公署への出頭による休暇を有給休暇とします。</p> <p>※年次休暇日数は任用の期間により10日よりも少なくなることがあります。</p>
無給休暇	病気休暇、特別休暇（産前・産後、育児時間、生理日の就業困難、子の看護、忌引、結婚、骨髄移植、災害等出勤困難、現住居の滅失、退勤途上危険回避）、介護休暇、介護時間。
休業	育児休業
社会保険等	厚生年金保険、健康保険、雇用保険、非常勤公務災害補償に加入するほか、活動内容を鑑み傷害保険に加入することがあります。
住居	金山町内にある空家等に入居し、家賃は町が負担します。
車両	任用期間中貸与しますが、公用車としての性格から、自ずと使用用途は限定されます。当然、私用目的で使用することはできません。
費用弁償	出張命令に従い基準に基づいて支給します。
貸与備品	パソコンを貸与するほか、生活に必要な最低限度の家電製品について、入居時に限り、現物を貸与し、任用期間中使用いただきます。
隊員負担	<p>(1) 引越しに必要な経費</p> <p>(2) 水道料金、下水道料金、光熱水費、電話等通信費</p> <p>(3) 貸与備品以外の活動期間中の生活備品</p>

服 務	職務専念義務、信用失墜行為の禁止、政治的行為の制限、守秘義務等、地方公務員法の規定が適用されます。
懲戒処分	遅刻・早退、秘密漏洩、公金処理不適正、酒酔運転、物損事故等

※その他留意事項

- ・町民に活動を知ってもらう機会として、月一回、町の広報誌に記事を掲載します(原則として、在任協力隊の輪番となります)。また、年1回活動報告会を開催し、それぞれの活動内容を発表してもらいます。
- ・委嘱した地域協力活動以外の定住・定着に向けた活動は、自主的に行っていただきますので、経費も自己負担となります。
ただし、2年目以降(ほとんどの場合3年目又は退任後になりますが)、一定の条件を充たす場合に、起業・事業承継に対する補助制度を設けています。また、定住に向けた相談・打ち合わせは随時行います。
- ・業務外にはなりますが、地域の行事等には積極的に入っていただきます。これは地域住民としての活動であり、移住者が地域に受け入れられるために大切なことだと考えるためです。